

一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び福祉総合相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び福祉総合相談センター条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表 適用区分表(第2条関係)			別表 適用区分表(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
福祉総合 相談セン ター	(1) [略] (2) <u>被保護女子の指導</u> に直接従事することを本 務とする職員	[略]	福祉総合 相談セン ター	(1) [略] (2) <u>困難な問題を抱える女性の援助</u> に直接従事 することを本務とする職員	[略]
	[略]		[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(福祉総合相談センター条例の一部改正)

第2条 福祉総合相談センター条例(平成13年岩手県条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置)	(設置)
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童相談所、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者更生相談所及び <u>壱</u> <u>春防止法(昭和31年法律第118号)</u> に基づく <u>婦人相談所並びに県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための施設から成る総合的な</u>	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童相談所、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者更生相談所及び <u>困</u> <u>難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)</u> に基 づく <u>女性相談支援センター並びに県民の精神保健の向上及び精神障害者の</u>

施設として、福祉総合相談センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

[略]

2 [略]

福祉の増進を図るための施設から成る総合的な施設として、福祉総合相談センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

[略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。